

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合年齢60年以上退職者の定年前再任用に関する規則

令和7年11月10日
組合規則第 94号

(準用規程)

第1条 本組合年齢60年以上退職者の定年前再任用に関する規則については、美咲町年齢60年以上退職者等の定年前再任用に関する規則(令和5年美咲町規則第9号)を準用する。

附 則(令和7年11月10日組合規則第94号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。